平成２１年（フ）第１６８９１号
徳島県徳島市出来島本町２丁目49―３
破産者　向井　実保
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９５９号
東京都狛江市東野川２丁目６－９－Ａ―101
破産者　生澤ルリ子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９６０号
三重県名張市滝之原1461
破産者　川北絵津子（旧姓奥）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９８９号
埼玉県さいたま市南区曲本１丁目20―20―305
破産者　大橋　一夫
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７００８号
兵庫県宝塚市米谷１丁目３―13―202
破産者　今村　律子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１９３号
東京都府中市紅葉丘３丁目10―３―102
破産者　菅原　三也
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９２号
京都府相楽郡和束町大字中小字市場４番地の１
破産者　有限会社はぴぃはうす
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
栃木県さくら市草川71番地　県営草川第四住宅２号棟310号室、前住所栃木県さくら市氏家1805番地21　アレストホウジョウ３―103号
破産者　吉田　剛崇
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第７２７号
千葉県柏市大井767番地５
破産者　前野　忠久
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８３号
千葉県松戸市馬橋1780番地の２サニープレイス馬橋102号
破産者　宮下　勝由
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７７号
千葉県野田市七光台237番地21
破産者　有限会社サンタ・ピア社
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７８号
千葉県野田市七光台261番地の12　フォレストサイトウＡ202村永方
破産者　山田　耕作
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８０号
千葉県松戸市常盤平５丁目11番地の９
破産者　有限会社ジャパン・オーバー・ミリオン
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８１号
千葉県富里市十倉559―166、住民票上の住所千葉県松戸市五香４丁目51番地の３
破産者　升田　正子
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５０９号
千葉県松戸市新松戸３丁目296番地サンライトパストラル壱番街Ｄ―604
破産者　林　　知良
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５２３号
千葉県我孫子市湖北台３丁目15番13号
破産者　増田　　隆
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５２８号
千葉県松戸市上本郷867番地の９
破産者　日栄工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５４０号
千葉県柏市南逆井４丁目20番47号
破産者　有限会社ケイ・エフシステム
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第１６３９１号
東京都中央区東日本橋２丁目４番１号　アドバンテージ１ビル７階
破産者　コスモテック株式会社
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９１５３号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目15―48―Ａ101
破産者　柴田　　悟
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４１８８号
千葉県成田市本城141―１―15―102、開始決定時の住所千葉県山武市椎崎1439―85
破産者　鈴木　千歳
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部